



令和2年5月28日

【照会先】

神奈川労働局労働基準部 健康課

課長 重河 順一

課長補佐 塚田 啓子

(電 話) 045(211)7353

報道関係者 各位

職場における熱中症予防対策の徹底について ～ 熱中症予防対策のチェックリストを活用しましょう ～

神奈川労働局（局長 園田宝）では、今年も5月から9月までの間、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、7月を重点取組期間として、職場における熱中症予防対策の徹底を呼び掛けています。（別添1）

神奈川県下では、昨年、熱中症による休業4日以上死傷者数が51人を数え、このうち1人が死亡するなど、建設業、製造業のほか、屋外・屋内の作業を行う様々な職場で熱中症による労働災害が発生しています。（別添2）

暑さが厳しくなるこれからの時期（特に梅雨明け直後）は、熱中症の発生が危惧されます。

また、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、

- 外出機会が減少し、暑さに身体が慣れていない
- 職場でのマスク着用により、のどの渇きを感じにくくなることもある

など、従来にも増してより一層の熱中症予防対策に取り組む必要があります。

このため、神奈川労働局では、自治体及び事業者団体等に対し「熱中症予防対策は万全ですか？」のチェックリストの活用をはじめとした職場における熱中症予防対策の徹底について依頼を行いました。（別添3）

神奈川労働局では、あらゆる機会を通じて周知啓発を図り、職場における熱中症予防対策を推進します。

【職場における熱中症予防対策のポイント】

（1）「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（別添1）

- WBG T値（暑さ指数）を活用した作業
- 休憩場所の整備、飲料水の備え付け
- 熱中症の発症を認めたときは、早めに医師の診察を
- 「熱中症予防対策は万全ですか？」チェックリストの活用

（2）新型コロナウイルス感染防止下での熱中症予防対策

- マスク着用時には、こまめな休憩や十分な水分・塩分の補給

※ 息苦しさを感じるときは、周囲の人との距離を十分とれる場所など、マスクをはずせる環境で休憩をとりましょう

- 労働者の暑熱順化や体調の状況、基礎疾患の有無を確認

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した 暑さ指数計 を準備しましょう。	
☐	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 暑さ指数を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
☐	服装などの検討	通気性のいい作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

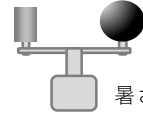


キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

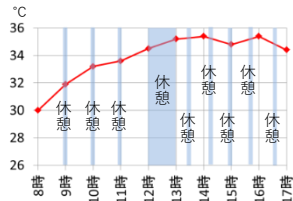
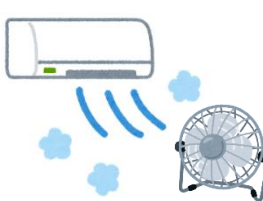
JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐	暑さ指数を下げるための設備の設置		
☐	休憩場所の整備		
☐	涼しい服装など		
☐	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**



職場における熱中症による死傷災害（休業4日以上）の発生状況

＜神奈川労働局管内：2019年1月～12月＞

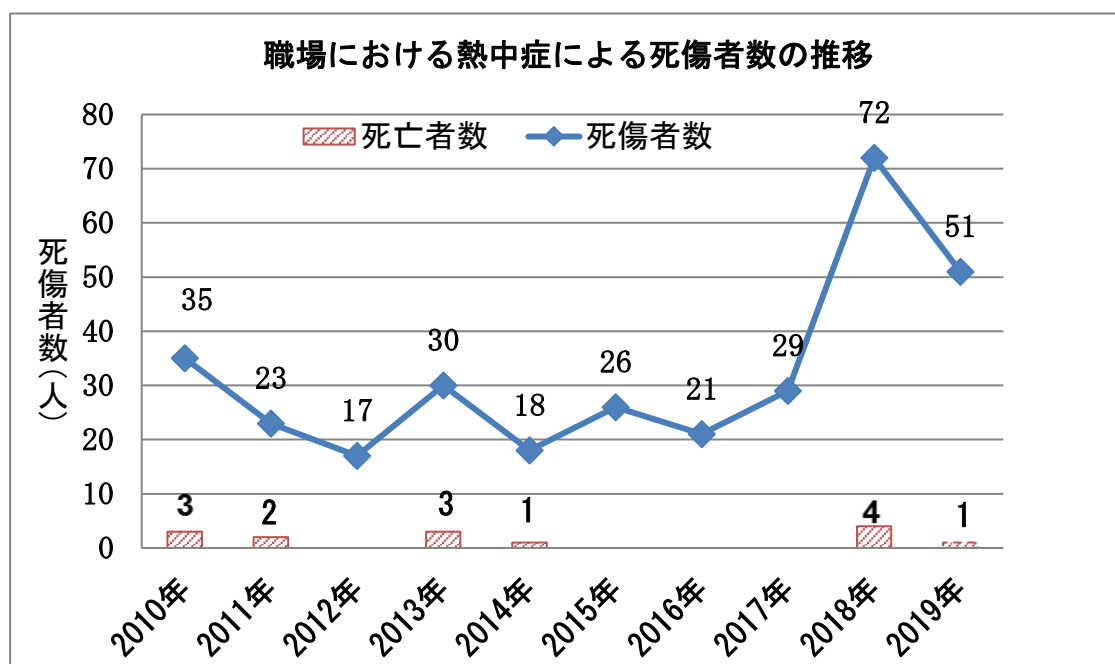
1 熱中症による死傷者数の推移

過去10年間の熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、以下のとおりである。2019年は51人で、うち死亡者1人であった。

職場における熱中症による死傷者数の推移（人）

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
35	23	17	30	18	26	21	29	72	51
(3)	(2)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(4)	(1)

（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



※死亡者数は死傷者数の内数である。

2 業種別発生状況

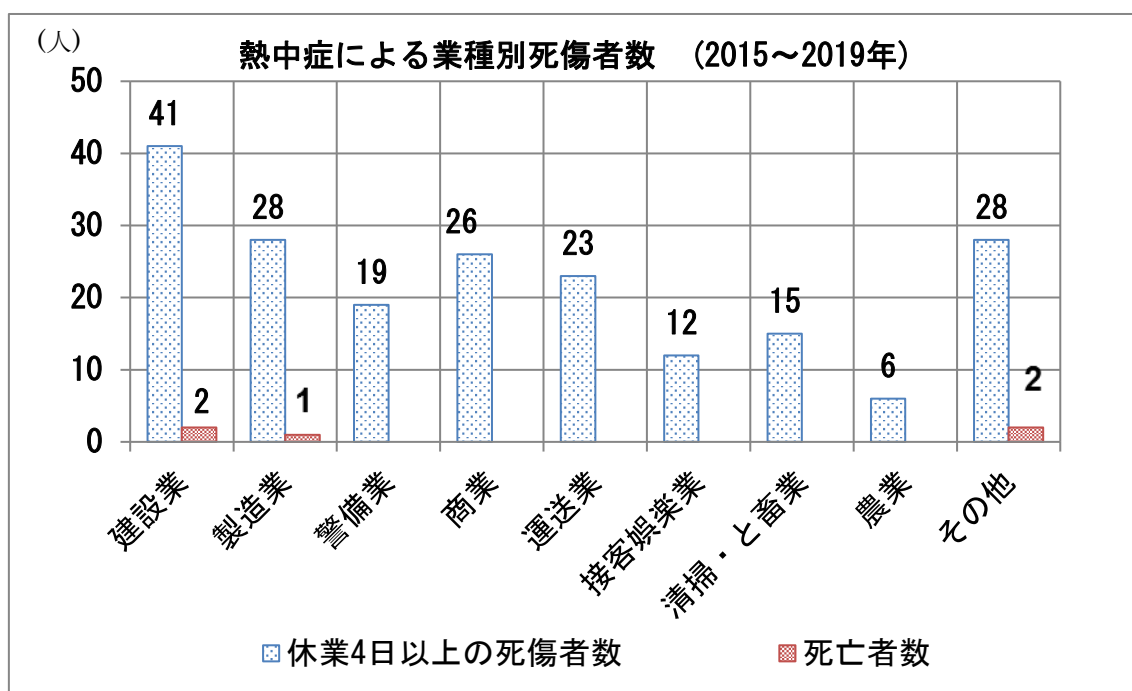
業種別の熱中症の死傷者数をみると、これまで熱中症が多いとされた建設業、製造業、警備業、運送業に限らず、サービス業関係の業種でも発生している。

建設現場などの屋外作業と、工場内、工場以外の屋内、自動車内といった屋内作業を比較すると、発生したときの作業場所はほぼ半数ずつであった。

熱中症による死傷者数の業種別の状況 (人)

業種	建設業	製造業	警備業	商業	運送業	接客娯楽業	清掃・と畜業	農業・水産業	その他	計
2015 年	5 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	26 (0)
2016 年	5 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	21 (0)
2017 年	12 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	29 (0)
2018 年	8 (1)	11 (1)	8 (0)	14 (0)	7 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	11 (2)	72 (4)
2019 年	12 (1)	8 (0)	3 (0)	5 (0)	6 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	8 (0)	51 (1)
計	42 (2)	28 (1)	19 (0)	26 (0)	23 (0)	12 (0)	15 (0)	6 (0)	28 (2)	199 (5)

※死亡者数は死傷者数の内数である。



※死亡者数は死傷者数の内数である。

3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

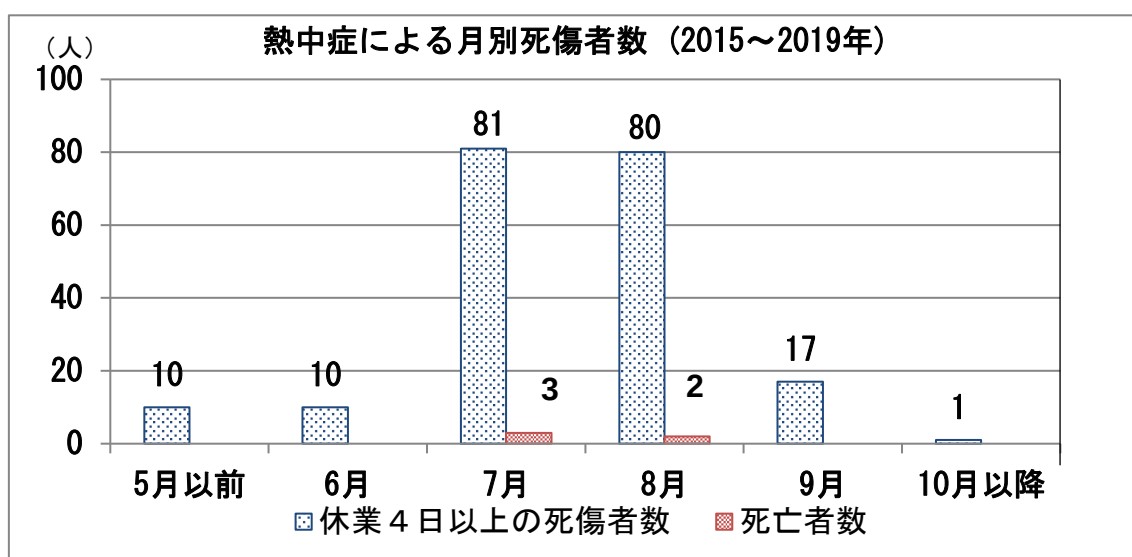
月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の 80.8%が 7 月及び 8 月に発生している。下表の 5 月以前は 1 月から 5 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までと

した。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2015～2019 年）

	5 月 以前	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月 以降	
2015 年	0 (0)	0 (0)	10 (0)	12 (0)	4 (0)	0 (0)	26 (0)
2016 年	1 (0)	1 (0)	9 (0)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	21 (0)
2017 年	3 (0)	1 (0)	11 (0)	14 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (0)
2018 年	2 (0)	6 (0)	36 (3)	23 (1)	4 (0)	1 (0)	72 (4)
2019 年	4 (0)	2 (0)	15 (0)	24 (1)	6 (0)	0 (0)	51 (1)
計	10 (0)	10 (0)	81 (3)	80 (2)	17 (0)	1 (0)	199 (5)

※()内は死亡者数で内数である。



※死亡者数は死傷者数の内数である。

（2）時間帯別発生状況

9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までとした。

時間帯別では、11 時台、14～16 時台に死傷者数の発生が多くなっている。また、始業前、終業後と思われる 9 時台以前、18 時台以降の発症も認められる。体調の不良を長時間放置することは熱中症を重症化させる危険があると言える。

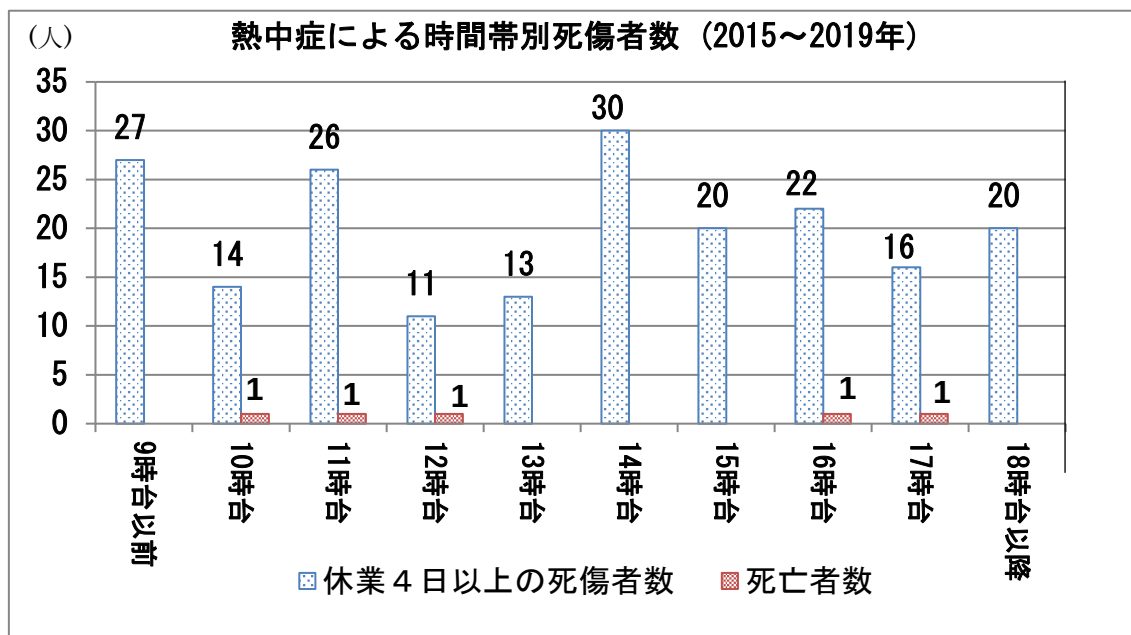
別添 2

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（2015～2019 年）

（人）

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
2015 年	6 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	26 (0)
2016 年	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	21 (0)
2017 年	2 (0)	3 (0)	6 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	5 (0)	29 (0)
2018 年	7 (0)	8 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (0)	8 (0)	6 (0)	10 (1)	5 (0)	8 (0)	72 (4)
2019 年	9 (0)	3 (0)	8 (0)	0 (0)	4 (0)	13 (0)	4 (0)	3 (0)	5 (1)	2 (0)	51 (1)
計	27 (0)	14 (1)	26 (1)	11 (1)	13 (0)	30 (0)	20 (0)	22 (1)	16 (1)	20 (0)	199 (5)

※（ ）内は死亡者数で内数である。



※死亡者数は死傷者数の内数である。

神労発基 0528 第2号
令和 2年 5月 28日

団体の長 あて

神奈川労働局長

職場における熱中症予防対策の徹底について(広報依頼)

日頃から、労働基準行政の運営につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県下では、昨年、一昨年と7月から8月にかけて、熱中症による労働災害で合計5名の方が亡くなっています。今年も暑さが厳しくなるこれからの時期は、熱中症の発生が危惧されるところです。

神奈川労働局では、5月～9月を「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」を展開し、事業場に対し熱中症予防対策の徹底を呼び掛けています。

特に、梅雨明け直後となる7月は重点取組期間として、暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じて追加対策を講じることを求めています。

さらに、現在、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスク着用をはじめとした感染症防止策がとられており、外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、別添チェックリスト「**熱中症予防対策は万全ですか？**」を活用して職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたときは速やかに対策を講じる必要があります。

つきましては、別紙例文「**職場における熱中症警戒のお願い**」を参考として、職場における熱中症予防対策の徹底について、貴団体の広報誌、ホームページ等にて広報いただく等、会員事業場等への周知について、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、広報誌等に掲載いただきました場合は、誠にお手数ではございますが、下記担当あてに写し等を送付いただきますようお願い申し上げます。

また、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

参 考 職場における熱中症予防対策（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

【厚生労働省ホームページ】ホーム＞ 政策について＞ 分野別の政策一覧＞ 雇用・労働＞ 労働基準＞ 安全・衛生＞ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

〔問合せ先〕 神奈川労働局労働基準部健康課（担当：塚田）

電話 045-211-7353

FAX 045-211-0048

職場における熱中症警戒のお願い

- WBGT値（暑さ指数）の活用
- 休憩場所の整備・飲料水の備え付け
- 計画的に熱に慣れ、環境に適応する期間（熱順応）の設定
- 水分・塩分の摂取、作業時間の短縮・早めの休憩
- 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮
- 熱中症を予防するための労働衛生教育
- 熱中症の発症に備えた緊急連絡網の作成等
- 早めに医師の診断、躊躇せず救急車を呼ぶ

なお、熱中症予防対策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

詳しくは、神奈川労働局労働基準部健康課（０４５－２１１－７３５３）まで

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

☐

WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。



☐

作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えると、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。

☐

WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか？

☐

冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。



☐

氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。

☐

飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。



☐

建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

☐

労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。

☐

急激な気温の上昇や、4日以上のお休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。



④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

☐

作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。


☐

トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を抑えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

☐

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。

☐

石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を

☐

マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。

☐

作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

☐

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。

☐

日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

☐

熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。


☐

労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。

⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

☐

緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。


☐

熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II 度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III 度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表 1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業（小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と足の作業（普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両） ◆腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5～7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	◆シャベルを使う ◆のこぎりをひく ◆掘る	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22 気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く		23	25	18 20

※この表は、日本産業規格 Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）
附属書 A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表 2. 衣類の組み合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服（長袖シャツとズボン）	布（繊維）製つなぎ服	二層の布（繊維）製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不透湿性（不浸透性）つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不透湿性（不浸透性）防護服に使用しないでください。
※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表 3. 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状※	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法※	◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例	15分

※ 熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表 4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分と塩分の摂取</u>、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例

※下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。